

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から48年8月まで

私の父親は、国民年金に加入していた方が後々安心だからと言って、私が婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれた。父親に婚姻後は自分で国民年金保険料を納付しなさいと言われたが、私の夫の母親に国民年金には加入しなくてもいいのではないかと言われたので、時期は覚えていないが、資格喪失の手続を行った。

その後、隣人が集金人に保険料を納付していたので、私も再度、国民年金に加入しようと思い、昭和41年4月頃にA町B出張所（当時）で加入手続を行った。未納期間を早く無くしたかったので、父親にお金を借り、遡って保険料を納付した。今まで几帳面きちょうめんに国民年金保険料を納付してきたのに、私の年金記録が未加入期間とされていることに納得ができないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年6月*日に婚姻するまでの国民年金保険料を父親が納付してくれたとしているところ、申立人が婚姻するまで同居していたとする申立人の兄は、オンライン記録により、申立人と同様に国民年金制度が発足した36年4月から厚生年金保険に加入する前の38年7月まで保険料を納付していることが確認できることから、申立期間のうち申立人が婚姻するまでの37年4月及び5月についても申立期間以前と同様に、申立人の父親が、申立人の兄の保険料と一緒に納付していたものと考えても不自然ではない。

また、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿を見ると、資格喪失日が昭和37年4月1日と記録されているにもかかわらず、同名簿の「旧名簿保険

料納付状況」の昭和 37 年度欄には、「期間（月数） 1 月」及び「納付月数 1 月」と記録されているところ、保険料の還付記録は確認できない上、当該名簿のこの記録はオンライン記録と相違しているなど行政の記録管理に不自然な状況がうかがわれる。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 6 月から 48 年 8 月までの期間については、申立人は、41 年 4 月頃に加入手続を行い、遡って保険料を納付したとしているが、申立人が所持する年金手帳、被保険者名簿及びオンライン記録によると、37 年 4 月 1 日に資格喪失後、再度、資格を取得しているのは 48 年 9 月 28 日となっており、申立人の主張と相違する上、当該時点において、申立人は国民年金の任意加入対象者であることから、制度上、遡って国民年金に加入することはできず、当該期間は未加入期間となり、保険料を納付することはできない。また、仮に、申立人の主張するとおり、41 年 4 月に加入手続を行っていたとしても、前述のとおり、加入手続を行った時点より前の期間は未加入期間となり、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、父親にお金を借り、遡って保険料を納付したとしているところ、申立人の父親は既に他界しており、当時の状況を聴取することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月
② 平成元年7月から同年9月まで

私は、昭和 61 年 1 月末にそれまで勤めていた会社を退職後、同年 2 月に、A 県から B 市 C 区に転居したが、当時から平成元年頃までの間は、転居や転職が何度かあり大変な時期だった。

しかし、私の妻は、時期は定かではないが、B 市の C 区役所か D 区役所で、縦 25 センチメートル、横 50 センチメートルほどの大きさの国民年金保険料の支払状況を記録したつづりを見せてもらい、申立期間の保険料納付状況について確認した記憶がある上、妻は、申立期間の保険料を全て納付した記録となっているのに、私だけ未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録により、申立人の妻は、申立人が申立期間②の直前に加入していた厚生年金保険の被保険者資格を平成元年7月30日に喪失したため、同年9月6日に第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更している上、申立期間②に係る自分の保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、B 市では、申立期間当時、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続の際、変更理由が配偶者の退職による場合は、その配偶者についても種別変更を行うよう指導していたとすることから、申立人についても、申立人の妻と同日に、第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続が行われたものと考えられる。

さらに、申立人は、何度か転職をしているが、申立人の妻は、その都度適正に国民年金の種別変更を行っている上、オンライン記録によると、申立期間①及び②以降、納付日の確認できる期間の保険料は夫婦が同一日に納付している記録となっていることから、申立期間②についても、夫婦一緒に保険料を納付していたものと推測される。

一方、申立期間①について、申立人は、申立期間②と同様に、申立人の妻が申立人の就職及び退職に伴う種別変更手続及び保険料の納付を行っていたとしているが、本来、申立期間①については、申立人の妻は強制加入となるところ、オンライン記録により、種別変更手続を行わなかったため、任意加入のまま当該期間の保険料を納付していたことが確認できることから、申立人の種別変更手続が行われたとは考え難い。

また、申立人の妻が、B市のC区役所かD区役所で納付状況を確認したとする国民年金保険料の支払状況を記録したつづりは保存されておらず、そのほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年3月10日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年9月29日から同年10月1日まで
② 昭和37年3月10日から同年4月1日まで

私は、昭和36年10月1日にC社からD社に異動したが、厚生年金保険の記録を見ると、申立期間①が未加入期間となっており、また、37年3月10日にD社からA社B工場に異動したが、厚生年金保険の記録を見ると、申立期間②が未加入期間となっている。

いずれの期間も継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の加入記録、健康保険組合の健康保険被保険者記録及びA社から提出された従業員カードにより、申立人が申立期間②において申立事業所に継続して勤務し(昭和37年3月10日にD社からA社B工場に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、昭和37年3月の標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書により、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の適用事業所名簿によれば、A社B工場は、昭和37年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間②は適用事業所ではないが、37年4月1日付けで同事業所において資格取得した被保険者67人のうち、申立人と同様にD社から異

動した者が27人確認できること、申立人の同僚2人が、「D社で昭和37年3月10日まで仕事をし、申立人とともに夜行列車で移動した翌日からA社B工場で勤務した。」と供述していること、及び申立人が提出した「社史1」（A社史編集委員会編）において、37年2月にA社B工場の人事編成が発令され、各工場から選抜された転勤者として申立人を含む18人の名前が記載されていることや、同年3月12日に転勤者の第二陣が到着した旨の記載があることから、申立期間②は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、申立人は、C社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、C社が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しによると、同事業所は、申立人の資格喪失日を昭和36年9月29日として、同年10月5日に社会保険事務所に届け出ていることが確認できることから、申立人が申立事業所において資格を喪失した同年9月29日（金）及びその翌日の9月30日（土）に在籍していたことを確認できる資料は無い。

また、申立人が提出したC社における昭和36年10月の給料明細書を見ると、前月の給与の締め日以降とみられる9日間の給料が支払われているが、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月

私は、平成4年に社会保険事務所（当時）で昭和63年4月まで遡って国民年金に加入し、その際に平成2年10月の保険料を納付した。同年11月以降の保険料の納付書については後日郵送すると言われたが、送付されなかったため社会保険事務所に5年1月4日に行ったところ、時効により2年11月の保険料は納付できないと言われ、仕方なく2年12月から4年3月までの保険料を納付した。

時効となる前に平成2年11月分の納付書が届かなかったことから、納付する意思があったのに納付することができなかった。このことは、5年1月4日に社会保険事務所で保険料を納付した際、同事務所の窓口職員に納付書発送控に「H2.11分については、社保より納付書が送付されなかったため、時効により未納となった。」と記載してもらったことから明らかである。延滞金が掛からないのであれば申立期間に係る保険料を納めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料については、オンライン記録により、未納となっていることが確認でき、申立人自身も納付していないことを承知している上、申立時点では、時効のため制度上、保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、申立人が、当時、国民年金保険料を納付したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断することを使命とし

ており、申立人が未納を認めている期間の記録の訂正を求めることはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったことを認めながら、社会保険事務所の瑕疵^{かし}により納付できなかったのであるから、現在において納付することを認めてほしいと年金記録確認第三者委員会に申し立てているが、その可否を、年金記録確認第三者委員会で判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 1 月まで

昭和 49 年 3 月末に A 社を退社した後、国民年金の加入手続を行ったと思うが、その手続の時期、場所及び年金手帳の交付場所は覚えていない。

その後、時期は定かでないが 1 か月当たりの国民年金保険料は 900 円から 1,100 円に増額となったことを覚えている。

申立期間当時の保険料は、同じ社宅に住む女性の集金人に納付し、この集金人から領収書を受領したが、今は保存していない。

申立期間が未加入であることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している 2 冊の年金手帳のうち、国民年金の記号番号の記載のある年金手帳には、国民年金の「はじめて被保険者となった日」欄及び「国民年金の記録（1）」の「被保険者となった日」欄に被保険者資格取得日は昭和 50 年 2 月 10 日と記載されており、また、厚生年金保険の記号番号の記載のある年金手帳の「国民年金の記録（1）」の「被保険者となった日」欄にも当該被保険者資格取得日が記載されており、オンライン記録とも一致している。

また、オンライン記録にある上記被保険者資格取得日及び被保険者種別は、申立人が申立期間当時居住し、また、その後転居した 2 市 1 町の国民年金被保険者名簿の記載とも一致していることから、申立期間は未加入期間であることが確認でき、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和 50 年 1 月から 2 月頃に払い出され

たと推測されるどころ、申立期間において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、制度上、申立期間は遡って国民年金の被保険者となることはできない期間であり、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期、場所及び年金手帳の交付場所については、「覚えていない。」としており、具体的な加入手続の状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月及び同年 9 月

昭和 43 年 8 月に会社を退職する際、人事担当者から将来年金を受け取れるよう国民年金に続けて加入するとよいと教えられ、お盆明けに、国民年金の加入手続を行うため、厚生年金保険被保険者証と印鑑を持って市役所へ行った。担当者は高校の同級生だったが、私が 2 か月後に結婚するので姓が変わることを話すと、空白期間が生じないように継続して保険料を納付した方がよいと言われたので、その場で申立期間の保険料を納付した。結婚後、自宅に来た市役所の職員が、国民年金保険料の納付に係る個人票を示して「ここまでは納付してあるので、10 月からいただきます。」と言ったため、43 年 10 月から 12 月までの保険料を納付したことを記憶しているので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「市役所で、国民年金の加入手続及び保険料納付を行った際には、国民年金手帳や領収書等は受け取っていなかった。」としているところ、申立人の国民年金手帳を見ると、氏名欄及び住所欄には婚姻後の氏名及び住所のみが記載されており、被保険者資格の取得日も「昭和 43 年 10 月 26 日」と記載されていることが確認できる上、申立人の国民年金被保険者台帳も被保険者資格の取得日が「昭和 43 年 10 月 26 日」と記載されており、納付記録についてもオンライン記録と一致している。

また、申立人が所持している「個人票」には、資格欄には「任意」に丸印が付されているとともに、申立期間を含む昭和 43 年 4 月から 9 月までは、制度上納付できないことを示す「納付不要」の押印が確認でき、申立人が 43 年 8 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、婚姻した同年 10 月に国民年金に任意加入したことから 9 月以前は「納付不要」とされたものと考えられ、仮に、申立期間の国民年金保険料が納付済みであったとすれば、同年

10月以降と同様に個人票に「済」と押印されたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金の担当者は高校の同級生であったとしているが、A市は「当該同級生の担当部署は、申立期間当時は税務課市民税係であり、業務内容は税務に関することであった。」としており、申立内容とは相違する。

加えて、申立期間において、別番号での国民年金手帳記号番号の払出記録は確認できない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から8年3月まで

私は、A市内の大学に進学したので、平成4年4月に住民票を実家のB市からA市に異動した。

20歳に到達した平成5年*月頃、B市の実家にA市C区役所から国民年金保険料の納付書が封書で届いたので、私の母がB市内の銀行又はB市役所で、納付額は覚えていないが、定期的に保険料を納付していた。

私も母も、上記のいずれの市役所でも国民年金の加入手続は行っておらず、年金手帳も受け取っていないが、当時は学生も20歳から強制適用になっていたため、A市から実家に納付書が送られてきたと思う。

申立期間の保険料は納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母は、A市及びB市で国民年金の加入手続を行ったことは無く、年金手帳が送られてきたことも無いとしており、国民年金手帳記号番号が払い出されていない申立人に、国民年金保険料の納付書が送付されたとは考え難い。

また、A市役所は、「申立期間当時、学生の20歳到達者に対する加入勧奨対策として、住民基本台帳のデータを基にした勧奨状の送付、A市内の大学生への加入勧奨のチラシ等の配布などを行っていたが、申立期間当時は職権による強制適用は行っておらず、この強制適用を開始したのは平成7年4月からである。」としており、申立内容と符合しない。

さらに、A市及びB市の国民年金被保険者名簿に申立人の記録を確認することができない上、オンライン記録においても申立人に国民年金手帳記号番

号が払い出された形跡は無いことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月及び 60 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月
② 昭和 60 年 1 月

私は、昭和 58 年 7 月 31 日及び 60 年 1 月 20 日に会社を退職した際、その都度、母親が A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行うとともに、58 年 8 月及び 60 年 1 月の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、当該期間が国民年金に未加入となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿により昭和 60 年 2 月 1 日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間のため、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和 58 年 7 月 31 日及び 60 年 1 月 20 日に会社を退職した際、その都度、母親が国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金被保険者名簿の資格取得日欄に区役所住民課が 60 年 8 月 23 日に受け付けたことを示す印が押されていることから、60 年 8 月 23 日に行われたものと推測できる上、オンライン記録によれば、申立期間②直後の同年 2 月及び 3 月の国民年金保険料が、当該加入手続日の翌日の同年 8 月 24 日に過年度納付されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払出された記録は無い上、申立人が所持している年金手帳には、申立期間に係る国民年金被保険者期間の記載は無く、申立人は、「現在所持している年金手帳 1 冊しか交付された記憶は無い。」としている。

加えて、申立人は、「申立期間当時、両親が国民年金保険料を口座振替で納付していたと思うので、私の保険料も口座振替で一緒に納付していたと思う。」と供述しているが、申立人の両親の口座から申立人の国民年金保険料が口座振替されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から同年 11 月まで

私は、昭和 55 年 7 月頃、国民健康保険に加入するため A 市役所 B 支所に行った際、国民年金とセットでないと国民健康保険には加入できないと言われたので、両方に加入するとともに、私の妻が国民年金保険料及び国民健康保険料を同支所の窓口で納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険に加入するため A 市役所 B 支所に行った際、国民年金とセットでないと国民健康保険には加入できないと言われたので、両方に加入したと主張しているが、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無い上、申立人が所持している年金手帳には、国民年金手帳記号番号及び申立期間に係る国民年金被保険者期間の記載は無く、申立人は、「年金手帳は、現在所持している 1 冊しか交付されていないと思う。」としている。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間に係る国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に A 市役所 B 支所で納付したとしているが、同市は、「B 支所では国民健康保険料は収納していたが、国民年金保険料の収納は行っておらず、金融機関で納付してもらっていた。また、同支所内に金融機関は無かった。」としていることから、申立人及びその妻は、申立期間当時納付した国民健康保険料を申立期間の国民年金保険料を含めたものと混同している可能性がうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで
日本年金機構から送付されてきた A 事業所に係る年金加入記録を見ると、申立期間の標準報酬月額が自分の持っている給与明細書の支給額よりも低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額（41 万円）が、給与明細書の支給額（44 万円から 50 万円）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、申立人が所持している申立期間の給与明細書によると、給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンラインの記録と一致していることが確認できる。

また、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額が訂正された形跡も見当たらない。

さらに、申立事業所は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保有していないが、標準報酬月額については、随時決定ではなく定時決定で決定しており、給与の総支給額の変動による決定は行っていない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月14日から3年4月1日まで

私は、平成元年3月末にA職を退職した後、同年9月に、B事業所に採用され、C事業所に派遣され勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。ねんきん特別便が届いたことから、厚生年金保険の記録を調べてもらった結果、3年4月1日からのC事業所における厚生年金保険の記録が見つかったので、申立期間も記録があると思う。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が保管する人事異動通知書により、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、平成元年3月末にA職を退職後、申立期間を含む2年間、D共済組合の任意継続組合員となっていることが、D共済組合から提出された資料により確認できることから、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、申立期間当時の申立事業所の社会保険担当者は、「B事業所に入社すれば、すぐに厚生年金保険の加入手続を行っていたが、共済組合に任意継続している場合は、加入を希望しない限り厚生年金保険には加入させなかった。」と供述している。

さらに、申立事業所は、申立期間当時の賃金台帳や源泉徴収簿は、保存年限が経過しているため、保管していないとしており、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 16 日から 50 年 4 月 16 日まで

私は、昭和 47 年 1 月に A 社に B 職（準社員）として入社し、50 年 4 月に退職した。

同社での給与手取額は、入社時で 20 万円以上、退職時で 32 万円以上だったにもかかわらず、年金記録の標準報酬月額が 6 万円から 11 万 8,000 円となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額（6 万円から 11 万 8,000 円）が、当時の給与手取額（入社時で 20 万円以上、退職時で 32 万円以上）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人と年齢の近い同僚の標準報酬月額と同水準であることが確認できる上、申立人が自分と同程度の給与であったと記憶する同僚 B 職の標準報酬月額ともほぼ一致している。

また、申立人の主張する標準報酬月額は、申立事業所の代表取締役の標準報酬月額に相当する金額である上、申立人が自分よりも給与が高額であったと記憶する部長等の標準報酬月額をも上回っている。

さらに、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記録に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額が訂正された形跡も見当たらない。

加えて、申立事業所は、「B 職は準社員として採用している。その給与額については、資料が無いため不明であるが、当時から現在まで準社員は、時給制

か日給制であり、残業等の量にもよるが、一般的には正社員より給与は低い。まして、準社員が役員より報酬が高いということは考えられない。」としており、ほかに申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 13 日から 37 年 8 月 21 日まで

私は、昭和 36 年 2 月 13 日から 37 年 8 月 20 日まで A 社に勤務し、退職することなく、同社 B 工場に転勤した。その後、C 社に転職し、41 年 12 月 20 日に結婚のため退職する際に、同社では一時金（脱退手当金）をもらった記憶はあるが、A 社では、脱退手当金を請求した覚えが無い。A 社 B 工場での勤務期間については厚生年金保険の加入記録があるのに、同社本社の勤務期間が脱退手当金を支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記載があるページ及びその前後各 5 ページに記載されている脱退手当金の支給要件を満たす同僚女性 14 人について脱退手当金の支給状況をみると、申立人を含む 10 人が厚生年金保険の被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、このうちの 1 人は、「当時、退職時に会社から脱退手当金の説明があり、会社が従業員に代わって請求手続を行い、脱退手当金を受給した。」と供述している上、C 社の承継事業所は、「当時は、退職者に対し脱退手当金の説明を行っており、社会保険事務所(当時)から預かっていた書類に、本人が記入した後、本人の代わりに社会保険事務所へ提出していた。」としていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間以後に勤務した C 社を退職する時に、会社で手続を行い、退職金とは別に一時金（脱退手当金）をもらった記憶があるところ、オンライン記録上、A 社に勤務した申立期間とそれ以後に C 社に勤務した期間とを合わせた期間を計算の基礎として脱退手当金が支給されてお

り、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、A社B工場に係る被保険者期間については、脱退手当金が支給済みとされている期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたものの、本社であるA社とは、適用事業所名及び管轄社会保険事務所が相違していたことから、前述のとおり、C社が脱退手当金の代理請求を行ったと考えられることを踏まえると、A社B工場が未請求となっていることに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。